

# 請負契約書

収入  
印紙

1. 件名
2. 請負金額 ¥. - (内消費税額 ¥. -)
3. 履行期限
4. 履行場所 別紙仕様書のとおり
5. 契約保証金 免除
6. 仕様 別紙仕様書のとおり

上記について、発注者 国立研究開発法人防災科学技術研究所 契約担当役 理事 を甲とし、請負者 を乙として次の条項により請負契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、この契約書及び仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって定められた履行期限まで又は履行期間内（以下「期限」という。）に、仕様書に示す作業を完了させるものとし、甲はこれに対し請負金額を乙に支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 乙は、仕様書について疑義を生じたもの、又は仕様書に明記されていない事項であっても軽微なものについては、甲又は甲がこの作業について監督すべきことを命じた職員（以下「監督員」という。）の解釈若しくは指示に従い作業を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、甲の承諾を得た場合を除く。  
(1) この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させること。  
(2) この契約の結果及び成果を公表、又は発表すること。  
(3) この契約の全部又は主体部分を第三者に請け負わせ、又は委任すること。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、この契約の目的を遂行するために特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(行政庁に対する手続)

第5条 乙は、作業の実施について、行政庁その他に対する必要な手続を行うものとする。

(完了の通知及び検査)

第6条 乙は、作業が完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

2. 甲は、前項による通知を受けたときは、甲又は甲が検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査員」という。）により、通知を受理した日から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法により検査を行うものとする。但し、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
3. 甲は、検査を行うには、予め日時を指定して乙の立ち会いを求めるものとする。この場合において、乙が立ち会わないときは、甲は単独で検査を行いその結果を乙に通知するものとし、乙はこれに対して不服を述べることができない。
4. 乙は、検査員の指示に従い検査に必要な作業をするものとする。

(成果品の引渡し)

第7条 この契約で成果品がある場合において、作業が完了して前条の検査に合格したときは、乙は甲にその成果品の引渡しを遅滞なく行うものとする。

2. 前項の成果品の所有権は、その引渡しと同時に乙から甲に移転するものとする。

(成果品の一部引渡し)

第8条 この契約で成果品がある場合において、その成果品の一部が完成したときは、甲はその部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部を引渡しを受けることができるものとする。

2. 前項の検査及び引渡しについては、前2条の規定を準用する。

(外貨等の精算)

第9条 この契約の外貨及び諸経費について、実績額が請負金額と相違を生じた場合は、第6条第2項の検査合格の日の為替換算率をもって、その差額相当額の請負金額を減額し、又は増額するものとする。（本条は、外貨を精算する請負契約に適用する。）

(請負金額の支払)

第10条 甲は、第7条及び第8条の規定による成果品の引渡しを受けた後、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、請負金額を乙に支払うものとする。

2. 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付する。この場合において、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙が是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第11条 甲は、約定期間内に請負金額を支払わないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

2. 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて計算するものとし、遅延利息率は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき定められた率とする。但し、乙が契約金額の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3. 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、又、検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ前項の規定により計算した金額を乙に支払うものとする。

#### (期限の延伸)

第12条 乙は、期限までに作業を完了することができないときは、予め遅滞の理由及び履行可能な期日を明示して甲に期限の延伸の承認を求めなければならない。

2. 甲は、前項の請求に対し支障がないと認めたときは、遅滞金を徴収して延伸を承認するものとする。但し、遅滞が天災地変その他乙の責に帰することのできない事由による場合は遅滞金を徴収しないものとする。

#### (遅滞金)

第13条 前条第2項の規定による遅滞金は、延伸前の期限満了の日の翌日から作業を完了する日までの日数に応じ、遅滞1日につき請負金額（乙が作業の一部が完了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部を甲が認めた場合は、この部分に対する金額を控除した額及び第8条の規定により甲が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する金額を控除した額）の千分の一とする。

2. 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日から甲が検査に着手した日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

#### (危険負担)

第14条 この契約で成果品がある場合において、その成果品の引渡しをする前に、甲の責に帰し難い事由により乙の被った損害は、全て乙の負担とする。

#### (契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙から解約の申出があったとき。
- (2) 乙が期限までに作業を完了する見込がないことが明らかなきとき。
- (3) 乙がこの契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき、又はこれらの者が甲の行う検査若しくは監督を妨げ又は妨げようとしたとき。
- (5) 乙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
- (6) 甲の都合によるとき。

(損害賠償)

- 第16条 前条第1号から第4号の場合において、乙は、違約金として解約部分に対する請負金額の百分の十に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、第1号又は第2号の場合において、乙の責に帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
2. 甲は、前条第6号により契約を解除した場合において、乙から解約後30日以内に請求があるときは、甲の確証のあるもの限り、解約部分に対する請負金額の百分の十に相当する金額を超えない限度において、乙の損害を賠償するものとする。

(既済部分の措置)

- 第17条 第15条の規定により、この契約が解除された場合において、甲は、作業の既済部分について算出した金額（これにより難いときは、甲乙協議して定めた金額）を乙に支払うものとする。
2. 第6条、第7条、第10条及び第11条の規定は、前項の既済部分の検査、引渡し、支払及び遅延利息について準用する。

(施設等の損害)

- 第18条 乙は、作業履行にあたり、乙の責に帰する事由により甲の施設、設備等を滅失またはき損したときは、原状に復し、または代替品を納入し、若しくはこれによる損害を賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

- 第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約金額（但し、単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めるときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
2. 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3. 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(相殺等)

第20条 この契約により甲が乙から徴収すべき遅滞金、違約金の金額がある場合において、甲が当該金額と相殺することのできる債務を乙に対して有するときは、これを相殺することができる。

2. 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において徴収すべき金額がある場合又は甲が遅滞金、違約金を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し遅延利息を支払わなければならない。但し、徴収すべき金額、遅滞金又は違約金が百円未満の場合はこの限りでない。
3. 第12条第2項の規定は、前項の遅延利息について準用する。なお、同条第2項但し書中「乙」とあるものは「甲」と読み替えるものとする。

(契約の変更)

第21条 甲は、必要がある場合には、仕様書等を変更し、又はこの契約の履行を一時中断することができる。この場合において、この契約に定める請負金額又は履行期間その他これに関連する条件を変更する必要があるときは、甲乙協議してこの契約を変更するものとする。

2. 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める請負金額又は履行期間その他これに関連する条件が著しく不相当となったと認められる場合には、甲乙協議してこの契約を変更することができる。

(技術情報等の取扱い)

第22条 乙は、作業を実施することによって得た技術情報を全て甲に開示するものとし、又甲との契約以外に利用してはならない。但し、甲の承認を得た場合を除く。

2. 乙は、個人情報の取り扱いに関する特約条項（別紙）に従わなければならない。

(著作権の移転)

第23条 本件プログラムに関する一切の権利（著作権法第27条、第28条に定めるすべての権利を含む。）及び成果物の所有権は、乙の作業が完了し、甲の検査に合格したとき、乙から甲に移転する。

(著作人格権の行使)

第24条 乙は、この契約により開発されたプログラムや成果物に関する著作者人格権を有する場合においても、甲及び甲指定のものに対してこれを行行使しないものとする。

(紛議の解決)

第25条 この契約の履行について、甲乙間に紛議が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この契約の証として、本契約書式通を作成し、当事者記名捺印の上甲乙各壺通をそれぞれ保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台3-1  
国立研究開発法人  
防災科学技術研究所  
契約担当役 理事

乙

## 個人情報の取り扱いに関する特約条項

乙は、当該役務作業を行うに際し、甲の保有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、以下に定める義務を負うものとする。

1. 当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を甲に提出し、その他必要な措置の細目について、甲に事前に承認を得るものとする。
2. 当該個人情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合は、この限りではない。なお、本契約終了後においても、同様とする。
3. 当該個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製又は複写してはならない。複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
4. 個人情報を外注先に取り扱わせてはならない。ただし、外注先での取り扱いについて、甲の事前の承諾を得た場合は、この限りではないが、その場合にあつては、外注先へ必要かつ適切な監督を行わなければならない。
5. 乙は、業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後、速やかに個人情報の消去及び媒体の返却を行わなければならない。なお、個人情報の消去の方法について甲に報告するものとする。
6. 甲が必要であると認めるときは、甲の職員に乙の事務所及び作業現場等において、甲が保有する個人情報の管理が適切に行われているかどうかについての調査を行うことを了承するものとする。その際、甲から指示を受けた場合は、必要な処置を講ずるものとする。
7. 個人情報の漏洩等の事故が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
8. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、乙は、甲の指示に基づき乙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。
9. 甲は、1. ～ 8. が遵守されていないと判断した場合、本契約を直ちに解除し、損害賠償請求をすることが出来る。
10. 乙は、甲の承諾を得て個人情報の取扱いに係る業務を外注する場合には、外注先に1. ～ 8. と同様の措置を講じさせなければならない。
11. 甲は、外注される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、乙を通じて又は甲自らが6. と同様の措置を実施することができる。
12. 前二項に掲げる事項については、個人情報の取扱いに係る業務について外注先がさらに外注を行う場合以降も同様とする。